

第1章 序 論

第1節 合併の必要性と効果

第2節 計画の策定方針

第1章 序 論

第1節 合併の必要性と効果

(1) 合併の必要性

生活圏と一体化した行政組織の確立

全国的に市町村合併が進んだ昭和30年代以降、交通網の発達などに伴い、日常生活で移動する範囲は、従来の市町村内にとどまらず、大きく拡大してきています。

観音寺市、大野原町、豊浜町(以下「1市2町」という。)においても、通勤、通学や買物、医療(通院)等の日常行動については、各市町の区域を越えた日常的な流動が見られ、ほぼ1市2町を単位として日常生活圏域が形成されています。

また、1市2町においては、讃岐山脈の雲辺寺山、金見山や七宝山などの森林、そこから流れ出る河川、ため池、平野部の田園地帯や市街地、そして海や島しょが一体となって良好な環境を形成しています。

こうした中で、道路交通網や防災体制の整備、環境対策など、市町の区域を越えたより広域的な観点から一体的なまちづくりを進めることが課題となっています。さらに、公共施設の利用などの行政サービスについても、自らの住む市町以外でも享受できるように、生活の範囲に合った行政サービスの提供が求められています。

このようなことから、住民生活の圏域と一体化した行政組織を確立し、住民ニーズに的確に対応したまちづくりや行政サービスを行うことができる体制を確立する必要があります。

住民ニーズの多様化・高度化への対応

社会経済情勢や個人の価値観の変化、環境に対する関心の高まりや情報通信技術の革新による情報化社会の進展などにより、行政に対する住民ニーズは、ますます多様化・高度化しています。

このような住民ニーズの多様化・高度化に対応していくためには、行政組織の規模を大きくして、専門職や企画立案能力を備えた職員を養成・確保する必要があります。

また、住民の公共サービスの利用は、より高度な機能を持つ施設に集中する傾向が見られ、こうした施設の設置・運営にあたっては、複数の自治体が調整をしながら進めるよりも、一つの自治体として一体的に進める方が、効率性や効果の面から望ましいと考えられます。

少子・高齢化への対応

全国的に少子・高齢化が急速に進行するとともに、今後も人口の減少が予測されています。これらに伴って、保健・医療・福祉などの行政需要が増大する一方で、地域の担い手の減少や活力の低下、税収の減少などが懸念されるなど、今後の社会経済に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

1市2町においても、全国平均を上回るペースで少子・高齢化が進んでおり、今後ますます保健・医療・福祉などの行政需要が増大することが予想されています。また、1市2町における住民アンケートの結果においても「医療機関の充実など保健・医療体制の充実」「介護支援、生きがい対策など高齢者福祉の充実」が合併する場合に期待する施策の上位に挙げられています。

こうしたことから、今後とも住民が老後も憂いなく暮らすことができ、また子育てがしやすい条件を整え、健康で長生きできるまちをつくる大きな課題となっています。

厳しい行財政環境の中で、少子・高齢化に的確に対応していくためには、これらの施策に組織・人員と財源を重点的に配分できる余力を持った行政組織を確立する必要があります。

地方分権の進展への対応

わが国における近年の地方分権の推進に伴い、国と地方自治体は対等の関係として、様々な制度が改善されつつあります。

このため、市町は、自ら考え、実行していく能力をますます高める必要があります。そして、地域の実情に即した住民に身近な行政を最も身近な地方自治体である市町が担っていくためには、専門的な技能と経験を持った職員を確保し、より高度な取り組みを行える体制を整えていくことが課題となっています。

さらに、地域の自主性を育てるためには住民の主体的な参画が不可欠であり、行政としてもこれを促すような仕組みを構築していくことが大きな課題となっています。

そのためには、基礎自治体としての市町にあっても一定の規模を持ち、自らの施策立案や住民参画の促進に対応できる専門的職員と組織体制を確保することが必要です。

基礎自治体としての行財政基盤の確立

国・地方自治体の財政は極めて厳しい状況にあり、経済状況の低迷に伴う税収の落ち込みや、経済対策に伴う公債の大量発行などによって、巨額の負債を抱えるに至っています。こうした状況の中で、地方交付税や国の補助金を含めた現在の地方財政制度について、三位一体改革（国と地方の税財政改革）が進められています。

全国のお大半の市町村と同様に1市2町の財政は、国からの地方交付税や補助金が財政運営上の貴重な財源となっています。この見直しの動向によっては現行水準の行政サービスを維持できなくなる可能性があり、効率的な行政運営と行財政基盤の確立が課題となっています。1市2町における住民アンケート結果の中でも、合併への期待として「市町長や議員及び職員の削減等による行政経費の節減等の効率化」が回答数の67.2%を占めるなど、行財政の効率化に高い関心と期待が集まっています。

こうしたことから、今後長期にわたる安定的な行財政運営が求められており、これが可能になるような規模と効率性を持った行政組織を確立することが必要です。

地域特性を生かした活力ある地域の形成

1市2町は、香川県の西南部に位置し、西讃地域の中核都市を形成する一方で、徳島県・愛媛県に接するほか、さらに高知県にも近く、インターチェンジを介して高速道路にアクセスでき、四国地方にとどまらず岡山県などの中国地方との交通にも恵まれた、いわば四国の高速交通の中心的位置にあります。

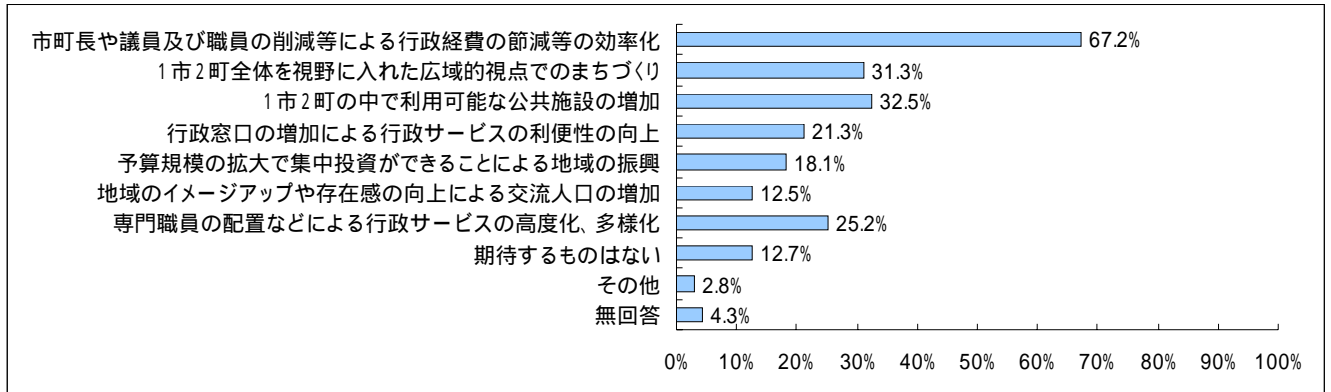
これに加えて、1市2町には銭形や四国霊場八十八カ所札所、遍路道、温泉・温浴施設、道の駅、さらには「太鼓台」などによって多くの来訪者を集めています。このように四国の中央部の拠点性や個性ある資源を生かして、産業の振興や人的交流を促進し、若者が定住できる活力ある地域を形成することが重要な課題となっています。

こうした活力ある地域を形成するため、行政規模を拡大して拠点性を高めるとともに、的確な行政施策を実施できる体制の確立が求められており、市町合併を契機として地域の一体的な取り組みを実現することが必要です。

参考: 1市2町住民アンケート結果(抜粋)

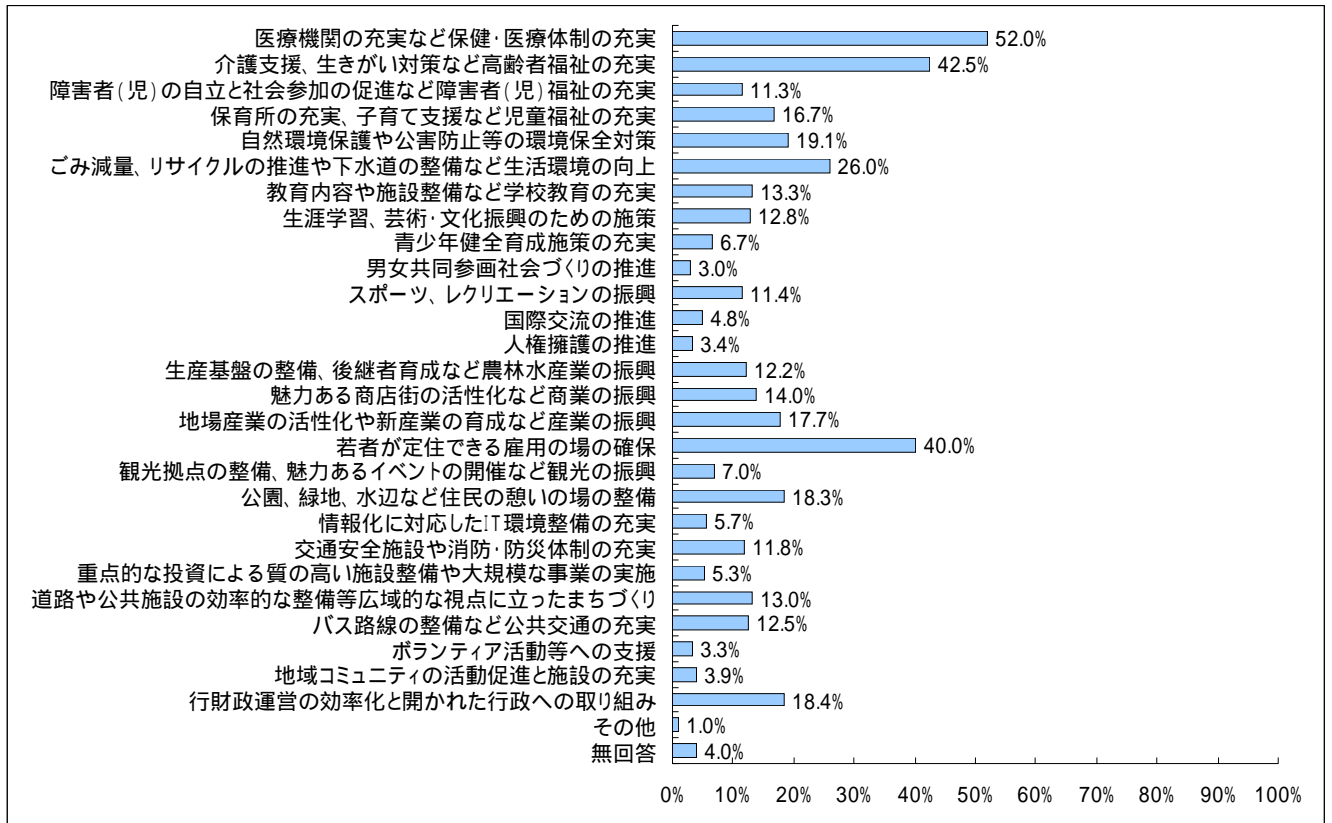
合併に期待すること

「合併する場合、期待すること」を尋ねたところ、「市町長や議員及び職員の削減等による行政経費の節減等の効率化」が67.2%となっており、行財政改革に対する期待が上位に挙がっています。



期待する施策

「合併する場合、期待する施策」について、「医療機関の充実など保健・医療体制の充実」が52.0%と最も多く、次いで「介護支援、生きがい対策など高齢者福祉の充実」が42.5%となっています。



(2) 合併の効果

新しいまちづくりの発想と施策の展開

市町合併を通じて、日常生活圏に対応した組織体制を確立することによって、従来の市町の枠をこえた発想のもとで、新しいまちづくりが進むことが考えられます。すなわち、1市2町が持つ様々な可能性を生かし、都市の持つ利便性と、豊かな自然に恵まれた田園地域のゆとりを両立させた、これまでにない「新田園都市」を形成することが可能になります。また、重点的な投資によって、四国の中央部としての拠点性を高め活力ある地域を形成することが期待できます。さらに、1市2町が一体化することによって、本地域の存在感の向上やイメージアップが図られ、若者の定着や企業の進出などに向け、より一層のアピールとなることが考えられます。

専門的職員の確保と組織体制の確立

1市2町が一体となることで、地方分権時代に対応した基礎自治体にふさわしい行政組織・体制を確立することができます。また、類似の業務や管理部門を統合して専門的分野の職員（社会福祉士、看護師、保健師、土木技師、建築技師等）を確保することにより、新市としての主体的判断と自己責任によって施策展開を図ることが可能になるなど、まちづくりの取り組みが一層充実することが考えられます。

多様で高度な行政サービスの実現

市町合併によるスケールメリットを生かしながら、ヘルパー等の人材育成や各種の福祉施設の整備、子育て支援、一時預かりなど生活に密着した質の高いサービスを安定して供給できる体制の整備が可能になります。これによって、少子・高齢化に対応した適切な行政サービスを提供できるようになり、住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らすことのできる、真に豊かなまちづくりを進めていくことが期待できます。

財政基盤の確立と行政運営の効率化

市町合併に伴い、市町長や議員、職員の削減等による行政経費の節減、総務や企画といった管理部門の職員などの重複部分が縮減され、効率的な行政運営を実現することができ、地方分権の受け皿となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立が期待できます。

また、合併特例法に基づく地方交付税の特例措置が適用されるとともに、合併特例債の活用により、従来の市町単位では実施が困難であった事業を行うことが可能となります。

第2節 計画の策定方針

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、観音寺市、大野原町、豊浜町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、1市2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るものです。

なお、新市の進むべき方向のより詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画に委ねていきます。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めます。

(4) その他の策定方針

新市建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視点に立つものとしします。

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していきます。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとしします。